

配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援

10万円の一律給付（特別定額給付金）について 4月30日（木）までに申出書の提出をお願いします。

◎配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和2年4月27日以前に住民票を移すことができない方は、4月30日までに市の窓口で「申出書」を提出していただくと以下の措置が受けられます。

（4月30日を過ぎても、申出書を提出することは可能です。）

- ① 世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。
- ② 手続きを行った方とその同伴者分の特別定額給付金は、世帯主（配偶者など）からの申請があっても支給しません。

対象となる「配偶者からの暴力を理由に避難している方」の要件

次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- ② 婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、市町村等）の確認書が発行されていること
- ③ 令和2年4月28日以降に住民票が今お住まいの市区町村に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

「申出書」に添付が必要な書類

- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書や市町村が発行するDV被害申出確認書
- 保護命令決定書の謄本又は正本

- ※ 同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。
- ※ 令和2年4月28日以降に今お住まいの市区町村に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば市において確認がとれるため、上の書類は必要ありません。

お知り合いの支援が必要な方に申出についてお伝えください。

上尾市におけるお問合せ先【福祉総務課 048-775-5118】

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方へ 様々な支援制度があります。

お知り合いの方でお困りの方にもお伝えください。



緊急でお金が
必要になった

生活福祉資金貸付制度における特例貸付

社会福祉協議会
048-773-7155

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお困りの方々に向けた緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付が行われています（無利子）。貸し付けには審査があります。

- 主に休業者向け→緊急小口資金 ■貸付上限額 10万円以内
- 主に失業者向け→総合支援資金 ■貸付上限額 ・2人以上世帯 月20万円以内
・単身世帯 月15万円以内



公共料金の支払い
ができない

上下水道料金の支払い猶予

業務課
048-775-5161

一時的に上下水道料金のお支払いが困難な方に対し、上下水道料金の支払猶予を行っています。

- 対象者 ①生活福祉資金貸付制度対象者 ②新型コロナウイルスの影響により、一時的に上下水道料金のお支払いが困難な方
- 手続き 上尾市上下水道部業務課に電話で連絡



住宅を失う
恐れがある

住居確保給付金（家賃補助）

生活支援課
048-729-4835

住居確保給付金は、経済的に困窮し、住宅を失ったまたは失うおそれのある方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、原則3か月間、家賃相当額（上限あり）を市から住宅の貸主に支給する制度です。4月20日より支給対象者が「離職・廃業に至っていないが同程度の状況にある方」に拡大されます。

- 支給額（上限） 単身世帯 43,000円、2人世帯 52,000円、3人から5人世帯 56,000円、6人世帯 60,000円、7人以上の世帯 67,000円



休校で仕事を
休まざるをえない

小学校休業等対応支援金

学校等休業助成金・支援
金等相談コールセンター
0120-60-3999

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対し支援金が支給されます。

- 支援金 1日当たり4,100円
- 対象者 臨時休業等をした小学校等に通う子ども・新型コロナウイルスに感染した（恐れのある）小学校等に通う子どもの保護者で、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなった方

申請についてのご質問、その他にもお困りごとがあればご連絡ください。

海老原直矢事務所 FAX. 048-677-1676 E-mail. ebihara116@gmail.com
